

衆議院 内閣委員会 議 録 第 三 号

平成二十三年三月二十三日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 荒井 聰君

理事 大島 敦君 理事 岡島 一正君

理事 階 猛君 理事 津村 啓介君

理事 村井 宗明君 理事 塩谷 立君

理事 平井たぐや君 理事 高木美智代君

井戸まさえ君 磯谷香代子君

打越あかし君 小林 正枝君

後藤 祐一君 坂口 岳洋君

阪口 直人君 末松 義規君

園田 康博君 竹田 光明君

長島 一由君 西村智奈美君

橋本 博明君 福島 伸亨君

松岡 広隆君 向山 好一君

森本 和義君 森山 浩行君

山崎 誠君 甘利 明君

鴨下 一郎君 小泉進次郎君

塩崎 恭久君 平 将明君

中川 秀直君 長島 忠美君

野田 聖子君 遠山 清彦君

塩川 鉄也君 浅尾慶一郎君

国務大臣
(地域主権推進担当)

片山 善博君

内閣府副大臣

末松 義規君

内閣府副大臣

平野 達男君

内閣府大臣政務官

園田 康博君

総務大臣政務官

逢坂 誠二君

内閣委員会専門員

上妻 博明君

委員の異動

三月二十三日

辞任

補欠選任

第一類第一号

内閣委員会議録第三号

平成二十三年三月二十三日

本日の会議に付した案件

内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

○荒井委員長 これより会議を開きます。

議事に入るに先立ちまして、委員会を代表して一言申し上げます。

このたびの平成二十三年東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による被害でお亡くなりになられた方々とその御遺族に対しまして、深く哀悼の意を表します。

また、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、負傷された方々が一日も早く御回復されますようお祈り申し上げます。

これより、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、黙禱をさせていただきます。

委員会内の全員の御起立をお願いいたします。

黙禱。

(総員起立、黙禱)

○荒井委員長 黙禱を終わります。御着席願います。

○荒井委員長 内閣府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。片山国務大臣。

内閣府設置法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○片山国務大臣 内閣府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方公共団体が、地域の実情に即した事業または事務をより的確に実施することができるようになることを目的として、地方公共団体に対する複数の補助金等を内閣府に一括して計上することを可能にするため、内閣府の所掌事務に関する規定について所要の改正を行う必要があります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

内閣府の所掌事務として、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業または事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関することを規定することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○荒井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二分散会

内閣府設置法の一部を改正する法律案

内閣府設置法の一部を改正する法律

内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第七号を同項第七号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

七 地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること。

第四条第三項第十五号中「第七号」を「第七号の二」に改める。

附 則

この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

理 由

地方公共団体が、地域の実情に即した事業又は事務をよりの確に実施することができるようにするため、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関する事務を内閣府の所掌事務とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。